

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第45号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項					別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項				
1～17 略					1～17 略				
18 産業技術センター					18 産業技術センター				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 使用料、手数料 条例関係事務 条…香川県使用料、 手数料条例	(1) 実費を基準として機器使用料に係る材料費の額及びその他の特殊分析の手数料の額を定めること。 <u>（条別表第1第1表、第2表）</u>	略			1 使用料、手数料 条例関係事務 条…香川県使用料、 手数料条例	(1) 実費を基準としてその他の特殊分析の手数料の額を定めること。 <u>（条別表第1第2表）</u>	略		
	(2) 略					(2) 略			
2 その他	略				2 その他	略			
19～31 略					19～31 略				

附 則
この規則は、公布の日から施行する。